

# 「生きる力」をはぐくむ 学校安全の推進



文部科学省  
MEXT  
MINISTRY OF EDUCATION,  
CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

文部科学省総合教育政策局  
男女共同参画共生社会学習・安全課  
安全教育調査官 木下 史子

# 学校安全の意義



学校という場において、児童生徒等が生き生きと活動し、安心して学べるようにするために安全を確保されることが不可欠の前提となる。

**生涯にわたって**健康・安全で幸福な生活を送る基礎を培う。

進んで安全で安心な社会づくりに参加し、貢献できる資質・能力を育てる。



## 目指す姿

- ① 全ての児童生徒等が、**自ら適切に判断し、主体的に行動できる**よう、安全に関する資質・能力を身に付けることを目指す。
- ② 学校管理下における児童生徒等の事故に関し、死亡事故の発生件数については限りなくゼロとすることを目指すとともに、負傷・疾病の発生率については障害や重度の負傷を伴う事故を中心に減少傾向にすることを目指す。



# 学校安全ポータルサイト



文部科学省作成  
学校安全参考資料一覧



文部科学省予算事業



都道府県・政令市教育委員会  
作成資料一覧

当サイトは、学校安全のために、文部科学省や都道府県等で実施している取組やこれまでに作成した資料などを掲載しています。  
各地域で取り組まれている学校安全の実践事例等を共有し、防災教育を含む安全教育の更なる充実を図るために、情報発信を行っています。

## What's New 新着情報

3月  
26  
2024

「学校における安全点検要領」を掲載しました。

学校現場等における質の高い実効性のある安全点検を実施するための参考となるよう「学校における安全点検要領」を作成しました。

3月  
26  
2024

「学校事故対応に関する指針と学校管理下における重大事故事例」を更新しました。

「学校事故対応に関する指針【改訂版】（令和6年3月）」を掲載しました。

3月  
11  
2024

文科省作成資料・取組・事業の「刊行物（学校安全参考資料）」を更新しました。

総合教育政策局 男女共同参画共生社会学習・安全課作成に「安全点検事例集」を掲載しました。

3月  
1  
2024

文科省作成資料・取組・事業に資料を追加しました。

「学校安全総合支援事業」の令和5年度全国成果発表会資料を掲載しました。



学校における安全点検要領



学校事故対応に関する指針・事故事例共有

改訂版  
令和6年3月

水害に備えた防災教育

マイ・タイムラインの活用について



学校への不審者侵入の防止と対応



Jアラートによる情報伝達と学校における避難行動（例）



教職員のための学校安全e-ラーニング

注目情報



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,  
CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN



キーワードから探す

Google 提供



2月 アクセスランキング



学校事故対応に関する指針【概要版】

文部科学省作成



学校事故対応に関する指針【全体版】

文部科学省作成



学校管理下における重大事故事例「11 小学校清掃活動中の転倒事故【事故⑨】」

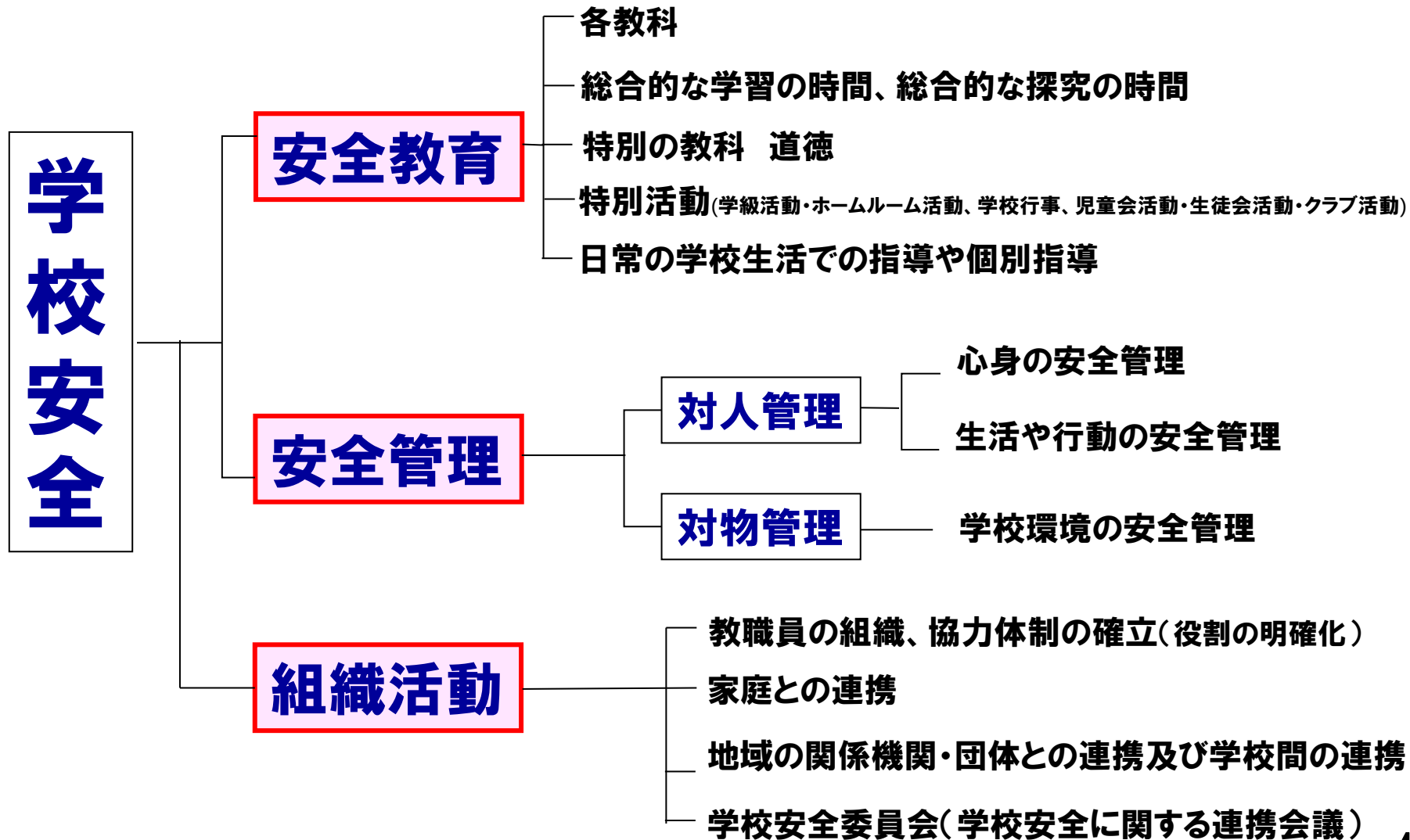
総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課

学校健康教育の三領域

学校保健

学校給食

**学校安全**



# 学校保健安全法(昭和33年法律第56号)平成21年4月1日施行

## 第1章 総則

P14・15

### 第3条 (国及び地方公共団体の責務)

○国は、各学校における安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進するため、学校安全の推進に関する計画の策定その他所要の措置を講ずる。

→「**第3 学校安全の推進に関する計画**」(令和4年3月25日閣議決定)

5年間(R4~R8)学校安全の推進に関する施策の基本的方向と具体的な方策を明示

## 第3章 学校安全

### 第26条 (学校安全に関する学校の設置者の責務)

○学校の設置者は、設置する学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努める。

### 第27条 (学校安全計画の策定等)

○各学校は、学校の施設設備の**安全点検**や**通学**を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修等について盛り込んだ**学校安全計画**を策定し、職員の共通理解の下で、計画に基づく取組を進める。

### 第28条 (学校環境の安全の確保)

○校長は、当該学校の施設又は整備について、児童生徒等の安全確保を図る上で支障となる事項があれば、遅滞なく、その改善を図るために**必要な措置**を講じる。

### 第29条 (危険等発生時対処要領の作成等)

○各学校は、学校独自の**危険等発生時対処要領**(危機管理マニュアル)を作成するとともに、校長は、教職員に周知し、**危険等発生時に備えた訓練**を実施する。

### 第30条 (地域の関係機関等との連携)

○各学校は、児童生徒等の安全確保を図るため、**保護者との連携**を図るとともに**地域社会**(警察署その他の関係機関、地域の安全活動を行う団体等)との**連携・協力**を図る。



## 推進方策 1. 学校安全に関する組織的取組の推進

- 学校経営における学校安全の明確な位置付け
- セーフティプロモーションスクールの考え方を取り入れ、学校安全計画を見直すサイクルの確立
- 学校を取り巻く地域の自然的環境をはじめとする様々なリスクを想定した危機管理マニュアルの作成・見直し
- **学校における学校安全の中核を担う教職員の位置付けの明確化**、学校安全に関する研修・訓練の充実
- 教員養成における学校安全の学修の充実

## 推進方策 2. 家庭、地域、関係機関等との連携・協働による学校安全の推進

- **コミュニティ・スクール等、学校と地域との連携・協働の仕組みを活用した学校安全の取組の推進**
- 通学時の安全確保に関する地域の推進体制の構築、通学路交通安全プログラムに基づく関係機関が連携した取組の強化・活性化
- SNSに起因する児童生徒等への被害、性被害の根絶に向けた防犯対策の促進

## 推進方策 3. 学校における安全に関する教育の充実

- 児童生徒等が**危険を予測し、回避する能力**を育成する安全教育の充実、指導時間の確保、学校における教育手法の改善
- 地域の災害リスクを踏まえた実践的な防災教育の充実、関係機関（消防団等）との連携の強化
- 幼児期、特別支援学校における安全教育の好事例等の収集
- ネット上の有害情報対策（SNSに起因する被害）、性犯罪・性暴力対策（生命（いのち）の安全教育）など、現代的課題に関する教育内容について、学校安全計画への位置付けを推進

## 推進方策 4. 学校における安全管理の取組の充実

- 学校における安全点検に関する手法の改善（判断基準の明確化、子供の視点を加える等）、学校設置者による点検・対策の強化（専門家との連携等）
- 学校施設の老朽化対策、非構造部材の耐震対策、防災機能の整備の推進
- 重大事故の予防のためのヒヤリハット事例の活用
- 学校管理下において発生した事故等の検証と再発防止等（学校事故対応に関する指針の内容の改訂に関する検討）

## 推進方策 5. 学校安全の推進方策に関する横断的な事項等

- 学校安全に係る情報の見える化、共有、活用の推進（調査項目、調査方法の見直し等）
- 災害共済給付に関するデータ等を活用した啓発資料の周知・効果的な活用
- 設置主体（国立・公立・私立）に関わらない、学校安全に関する研修等の情報・機会の提供
- AIやデジタル技術を活用した、科学的なアプローチによる事故予防に関する取組の推進
- 学校安全を意識化する機会の設定の推進（各学校の教職員等の意識を高める日・週間の設定等）
- 国の学校安全に関する施策のフォローアップの実施

# 学校安全の推進に関する組織体制の整備と地域等との連携について

～複雑化・多様化する課題に対応するための、実効的・持続的で安全・安心な学校づくりに向けて～ 審議のまとめ

令和7年3月3日

## 1.これまでの議論

- 学校の努力だけでは防止できない事案（地震などの自然災害、不審者侵入事件、弾道ミサイル発射等の国民保護に関する事案等）の顕在化
- 学校安全に関する課題の複雑化・多様化
  - 実効的・持続的な学校安全の取組を組織的に推進する必要
  - セーフティプロモーションスクール\*1の考え方を取り入れた取組の充実
  - コミュニティ・スクール\*2の仕組みの活用を含む地域との連携・協力の必要性
  - 学校安全計画・危機管理マニュアルを見直すサイクルの構築が必要

\*1学校安全について組織的・計画的に地域等と連携し、実践・改善を継続するものとして認証された学校

\*2地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5に規定する学校運営協議会を置く学校

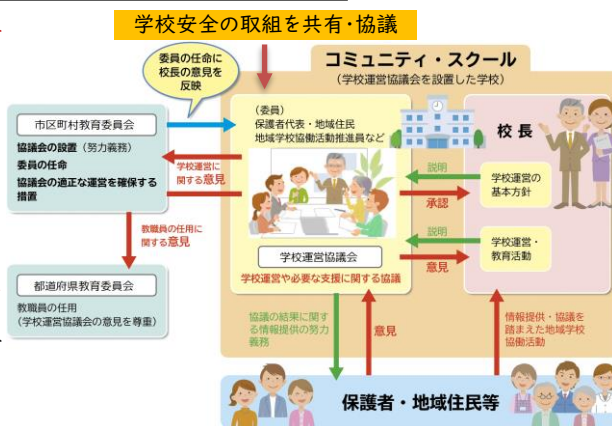
地域や関係機関等との連携・教職員及び校内組織体制について検討・整理

## 2.地域や関係機関等との連携体制の整備

- コミュニティ・スクールや地域学校協働活動の仕組みを最大限活用
- 「安全教育」「安全管理」の充実の観点から連携の充実を図る
  - 「学校安全計画」「危機管理マニュアル」を学校運営協議会等の場で共有し、協議を行う
- 自然災害や犯罪被害は地域においても共通の課題

→ 自治体の防災・安全担当部局や警察・消防等も交えた取組の推進

- 地域や関係機関・団体との連携を強化、外部評価や改善を継続
  - セーフティプロモーションスクールの考え方を取り入れた学校安全の推進



※学校運営協議会未設置校や国立・私立学校でも地域や関係機関等が関わる既存の会議等を活用して学校安全について協議していくことが有効

## 3.学校安全の中核を担う教職員及び校内組織体制の整備・充実

- 学校安全の校内組織体制の整備・充実を図る
  - 学校安全を学校経営方針の柱に位置付ける
  - 校長等の管理職のリーダーシップの下、校務分掌に中核を担う教職員を位置付けつつ、全ての教職員で取り組む校内組織体制を構築する
  - 中核を担う教職員には、学校内外との連携・調整機能充実のための「新たな職」の動きを踏まえつつ、中堅層の教師を充て適切な処遇等について検討
  - 学校の設置者は各学校の組織体制整備を支援する
  - 各教職員に求められる役割及び資質能力を整理
  - 教師の負担軽減のため、地域の多様な関係者等と効果的な連携を図る



全ての教職員

- ・学校安全の重要性の理解、推進するための課題の認識
- ・各自の役割に係る取組とマニュアル等見直しへの参画、安全教育の実施
- ・事故の未然防止に関する安全管理、事故等発生時の対応の実施等

校長等の管理職

- ・学校経営に学校安全を位置付け、学校安全の方針を示す
- ・事故の未然防止、発生時における安全確保のリーダーシップ
- ・校内組織体制及び、家庭・地域・関係機関等との連携体制の整備等

中核を担う教職員

- ・校内組織の円滑な機能、取組の効果を上げる調整・指導・助言
- ・実効性のある学校安全計画・危機管理マニュアルの策定・見直し
- ・校内研修の企画・実施、外部機関との連絡調整の窓口等

## 4.教職員の学校安全に関する資質能力の向上とそれを支える環境整備

- 各教職員が、できるだけ速やかに必要な資質能力を習得したり、学校安全の諸課題への対応能力を身に付けられるようにする必要
  - 教職員の負担を軽減しつつ、効率的・効果的に学べるよう、オンライン・オンデマンド形式や実習・演習形式を適切に組み合わせた研修を充実
- 校長等の管理職のリーダーシップの下、中核を担う教職員が中心となって、計画的かつ着実な研修・訓練等を実施する必要
  - 学校安全に関する研修の教員研修計画への位置付け、法定研修での取り扱い、研修受講履歴の適切な記録、教員養成における学修の充実

※国立・私立学校に対しても、積極的な情報提供や研修の機会の提供等を通じて、地域全体での資質能力の向上や連携体制の強化を図る必要

# 学校事故対応に関する指針の目的・対象

## ■ 指針の目的

### 改訂の主なポイント

- 事故に備えた組織的な取組
- 重大事故への国への報告
- 事故発生時の対応（調査の実施状況の把握）

- 学校の管理下における**事故の未然防止**を図る
- 児童生徒等の**生命と健康を最優先**に迅速・適切な対応を行う
- 児童生徒等に対する**心のケア**や**保護者への十分な説明**を行う
- これまでの安全対策の検証や発生原因の究明を行う
- **再発防止**などの取組を行う

により事故の被害を最小限にとどめ、事故が発生した際に、学校、学校の設置者、都道府県等担当課が**組織的に対応**していくことを目的に作成している。

## ■ 指針の対象とする事故

- 学校の管理下（本指針においては登下校中の事故も含む）で発生した事故を原則とする。

# 指針の構成

学校の管理下における事故の未然防止、事故発生後の対応、保護者への対応、安全対策の検証や発生原因の究明に係る調査、再発防止で構成。なお、各取組は、学校の設置者等と連携し、組織的に対応していくことが重要です。

## 事前の備え

### 事故発生の未然防止

- 重大事故・ヒヤリハット事例の共有と活用
- 各種マニュアルの策定・見直し
- 教職員の危機管理に関する資質の向上
- 安全点検の実施
- 安全教育の充実

### 事故発生に備えた事前の取組

- 緊急時対応に関する事前の体制整備
- 関係機関等との連携・協働体制の整備
- 事前の取組等の推進に当たって
  - ・学校安全計画作成
  - ・事故発生に備えた取組（詳細調査委員会の設置を含む）

事故発生

### 事故発生直後の取組

応急手当



### 初期対応時 （発生直後～事故1週間程度）

危機対応の態勢整備

設置者等への事故報告、支援要請

国への一報

基本調査

詳細調査への移行の判断

### 再発防止に向けた中長期的な取組 （事故後1週間程度経過以降）

詳細調査

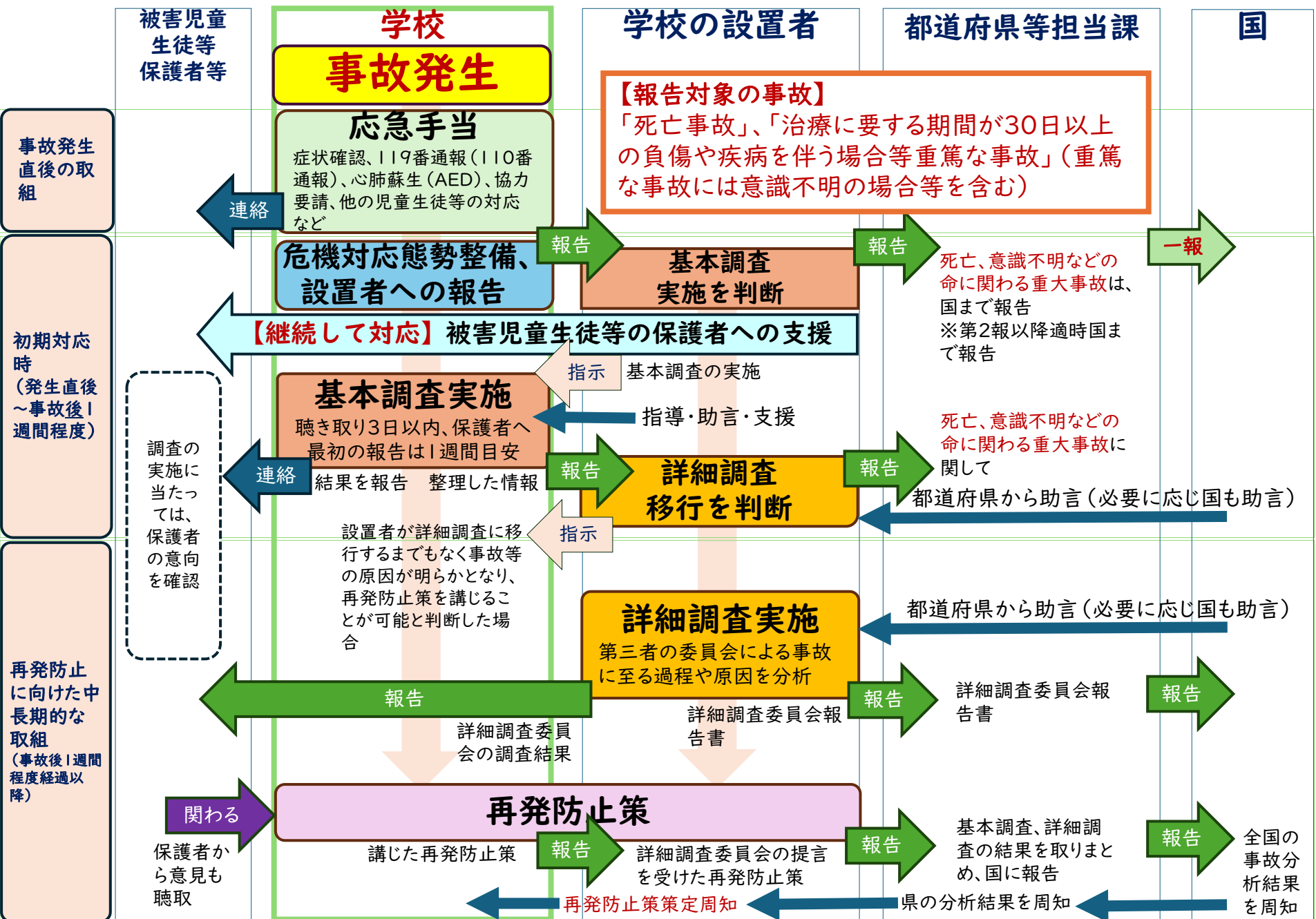
再発防止策の策定・実施

### 被害児童生徒等の保護者への支援

- 被害児童生徒等の保護者への関わり
- 児童生徒等の心のケア
- 災害共済給付の請求
- （学校の設置者）中立な立場で事故に係る対応を支援する「支援担当者」の設置 等

※指針本体には、**学 校**と記載され、取り組むべき対応が明記されています。

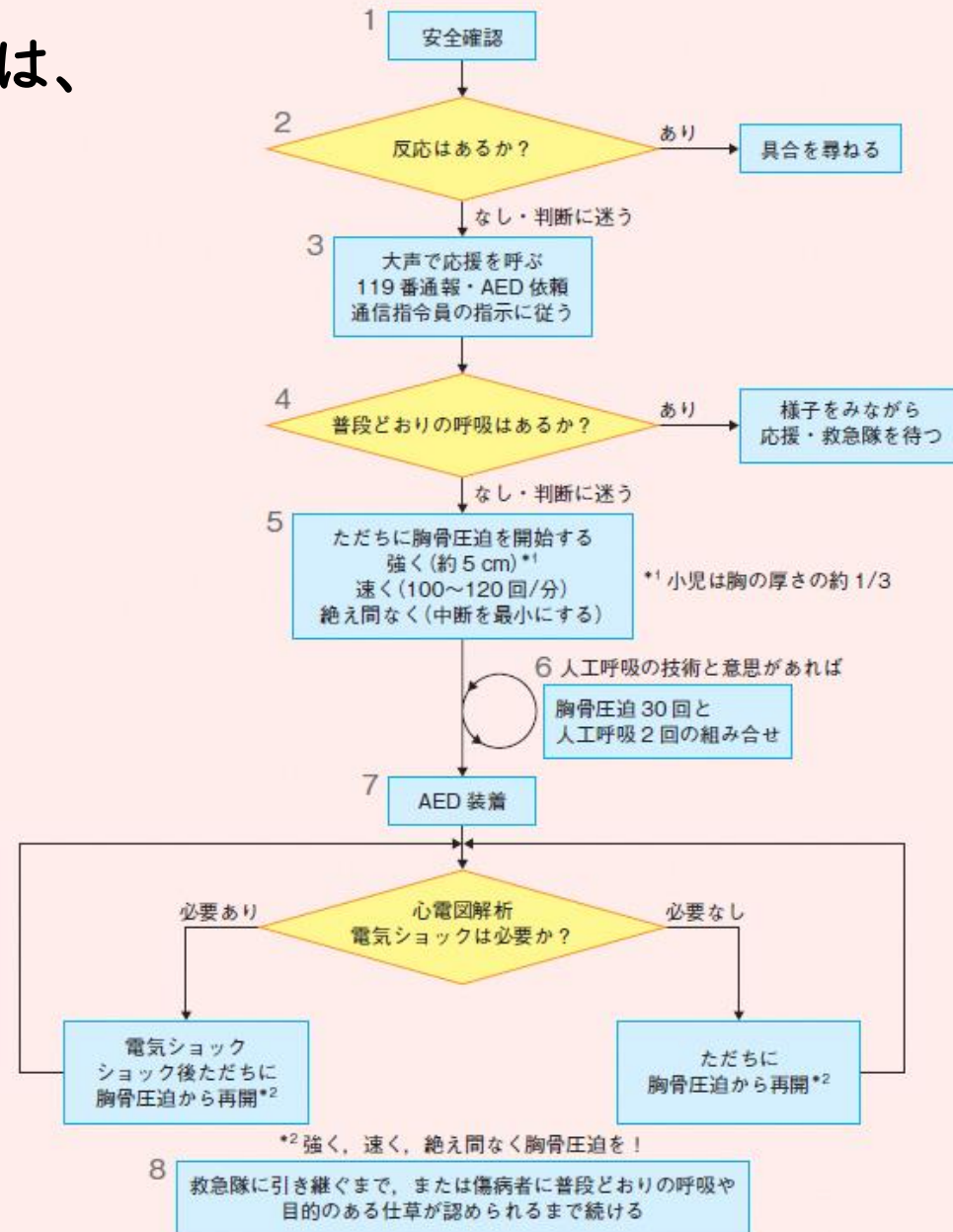
# 事故発生後の対応の流れ【概略】



# 応急手当

## 事故発生時に優先すべきことは、 事故にあった 児童生徒等の 生命と健康

- ・ 症状が重篤にならないように速やかに応急手当を実施
- ・ 誰でも即座に119番通報、複数の教職員が通信指令員からの口頭指導内容を共有し対応
- ・ 事故発生場所からの素早い119番通報、通信指令員から指示等を電話口で受けられる体制整備

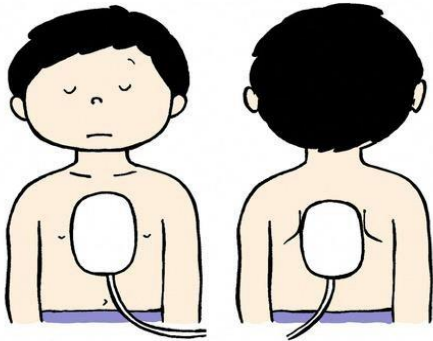


# A校事例 (行政担当者研修抜粋)

4月 入学後初めての授業参観後の懇談会中 小1  
ランドセルを背負ったまま遊んでいて、つり橋のすき間に落下、首を挟まれて意識を失う。  
反応なし、けいれん、チアノーゼ、死線期呼吸。救命活動により発見から6分後に反応あり。  
その後到着した救急車で搬送され、後遺症なく現在も元気に学校に通っている。



## 訓練との違いによる混乱



普段訓練で使用していたAEDは、ケースの蓋裏の収納ポケットにパッドが入っており、それを体に貼った後、ケーブルをAED本体のコネクタに接続する仕様だった。しかし、当時学校に設置されていたAEDは、予めパッドのケーブルはAEDに接続済みの仕様のものであった。予備用パッドがケースの蓋裏に収納されていた。

## なぜ救えたのか

「死線期呼吸」  
と判断できた

人工呼吸

訓練に基づいた  
チームワーク

# 報告

## 国への一報

**死亡事故**及び**意識不明**など児童生徒等の命に関わる重大な事案が発生した場合は、第一報のほか、第二報以降の情報及び詳細調査への移行判断結果も報告（基本調査の報告様式活用）

## 学校の設置者への報告

- ・全ての「学校の管理下において発生した**死亡事故**」
- ・治療に要する期間が**30日以上**の**負傷**や**疾病**を伴う場合等重篤な事故（重篤な事故には、治療に要する期間が30日以上でなくても**意識不明**（人工呼吸器を装着, ICUに入る等）の場合や、身体の欠損（歯を含む）・身体機能の喪失を伴う事故等を含む。

# 調査

## 【調査の目的】

事実関係を整理する「基本調査」等により得られた情報に基づき、事故に至る過程や原因の分析を行う「詳細調査」は、**日頃の安全管理の在り方等、事故の原因**と考えられることを広く集めて検証し、今後の**事故防止に生かすために実施するもの**。また、時には、**被害児童生徒等の保護者や児童生徒等及びその保護者の事実に向き合いたいなどの希望に応える**役割も併せて担うもの。

これらの調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接の目的とするものではなく、**学校とその設置者として**、上記目的を踏まえて事実に向き合うもの。

## 基本調査の実施【原則として、学校が実施】

・・・事案発生後速やかに着手し、調査期間中に得た情報を迅速に整理する。

### (1) 調査の対象

👉 学校からの事故発生の報告を踏まえ、学校の設置者が調査の実施を判断！

- 全ての「学校の管理下（登下校中の事故も対象に含む）において発生した死亡事故」
- 被害児童生徒等の保護者の意向も踏まえ、学校の設置者が必要と判断した「治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う場合等重篤な事故」  
(重篤な事故には、治療に要する期間が30日以上でなくても意識不明（人工呼吸器を装着、ICUに入る等）の場合や、身体の欠損（歯を含む）・身体機能の喪失を伴う事故等を含む。)

### (2) 基本調査の実施主体

👉 原則として学校が実施主体となり、設置者の指導・支援の下、実施！

- 状況に応じて、設置者に、基本調査に必要な人員の派遣や助言等の支援を要請
- 得られた情報に基づく、事故に至る過程や原因の分析等は、原則として「基本調査」においては実施しない（「詳細調査」において行う）
- 基本調査において、設置者が詳細調査に移行するまでもなく事故等の原因が明らかとなり、再発防止策を講じることが可能と判断した場合には、学校として再発防止策を検討

### (3) 基本調査実施に当たっての留意事項・手順

👉 **事故の背景整理などの目的を明らかに。聴き取りは必ず複数の教職員で対応！**

●聴き取り対象者の負担軽減、心のケア体制、状況に応じてスクールカウンセラーも同席

#### ■ 関係する全教職員からの聴き取り

・調査開始から3日以内を目途に実施

関係機関との協力等



#### ■ 事故現場に居合わせた児童生徒等への聴き取り

・聞き取れる範囲で実施

関係機関との協力等



#### ■ 情報の整理・再発防止策の検討・報告

・設置者に報告



#### ■ 基本調査における被害児童生徒等の保護者との関わり

・適時適切に経過を説明  
・最初の説明は、調査着手から1週間以内を目安に！

#### 👉 発生状況や事故後の対応を、時系列で整理！

●速やかに関係者が事故に関する事実を記録  
→これを基に聴き取りを実施し、記録を行う



聴き取る内容の例

・数日前からの事故発生時の被害児童生徒等の状況  
・疾患、既往症の有無及び内容  
・当該教職員がしたこと、見聞きしたこと 等

●聴き取り前には、事前に保護者に連絡

#### 👉 調査した情報を整理し設置者に報告！

※記録(メモ含む)は、一定期間保存

●「事故等の原因が明らか」と設置者が判断した時は、学校が再発防止策を検討し、設置者に報告

#### 👉 説明窓口は一本化、正確な情報の伝達を心掛ける！

●学校が保護者との関わりを通じて得た情報は、設置者とも情報共有

※事故の重大性に鑑み、設置者が事実関係の説明や今後の調査の意向確認をすることも必要

※詳細調査において、聴き取り等行われる場合は、同様の配慮が必要であることを留意する。

# 基本調査 記入例

## 【記入例】事故報告（基本調査（国への一報含む））

学校は、学校の設置者等が示す事故報告様式に、以下の項目を参考にして作成し、学校の設置者等へ報告する。

|                |            |                |    |                 |                          |    |      |
|----------------|------------|----------------|----|-----------------|--------------------------|----|------|
| 事故報告日          | 令和6年       | 6月             | 7日 | 報告回数            | 第2報                      |    |      |
| 学校種            | 小学校        |                |    | 学校の設置者名         | ●●市教育委員会                 |    |      |
| 学校名            | ●●市立■■■小学校 |                |    | 児童生徒名（ふりがな）     | ◆◆ ◇◇◇（… ……）             |    |      |
| 事故発生日          | 令和6年       | 6月             | 6日 | 事故発生時間帯         | 午後                       | 1時 | 15分頃 |
| 学年・クラス         | 5年         | 1組or特別支援学級等    |    | 性別              | 男                        |    |      |
| 事故の転帰          | 意識不明       |                |    | 発生場所            | 校舎外（校地内）                 |    |      |
| (死亡の場合)死因      |            |                |    | (死亡の場合)死因のその他   | その他の記載欄                  |    |      |
| 負傷・疾病の状況       | 意識不明       |                |    | 負傷・疾病の状況のその他    | その他の記載欄                  |    |      |
| (負傷の場合)受傷部位    |            |                |    | (負傷の場合)受傷部位のその他 | その他の記載欄                  |    |      |
| 事故誘因           | 運動によるもの    |                |    | 事故誘因その他         | その他の記載欄                  |    |      |
| 事故発生の場面        | 体育の授業      |                |    | 事故発生の場面の詳細・その他  | その他のほか、左記の教科や行事、部活動名等を記入 |    |      |
| 診断名、病状、<br>既往歴 | 診断名        | 確定診断が出された時のみ記載 |    | 病状              | 例えば、突然死の疑いの場合は病状を記載      |    |      |
|                | 既往歴        |                |    | 病院名             |                          |    |      |

### 【事故発生後に対応した内容を選択】※複数選択可

|        |            |                 |  |  |  |  |           |
|--------|------------|-----------------|--|--|--|--|-----------|
| 119番通報 | 心肺蘇生（胸骨圧迫） | AED使用（電気ショックあり） |  |  |  |  | その他の内容を記載 |
|--------|------------|-----------------|--|--|--|--|-----------|

### 発生状況の詳細記入欄

#### 【事故の概要（\*）】

体育の授業で、1,000mの持久走を走った後、男子児童が具合が悪いと担任に申し出。その後すぐに、意識をなくしてぐったりしたため、119番通報、心肺蘇生、AEDでの救急救命を実施。10分後救急隊に引継ぐ。まだ意識が戻らない状態である。

※【事故の概要】の記載に当たっては、公表を前提にとして個人が特定されないよう配慮願います。

#### 【事故の詳細】

# 基本調査【事故の再発防止に資する要因分析】

|                                         |                                      |   |
|-----------------------------------------|--------------------------------------|---|
| 事故防止のための事前の安全管理、研修、安全教育の実施（＊）           | 発生した事故等に係る危機管理マニュアルへの記載（指導計画の作成等）の有無 | 有 |
|                                         | 事故予防に関する教職員研修等の実施の有無                 | 有 |
|                                         | 児童生徒等に対する安全教育の実施の有無                  | 有 |
|                                         | 改善策                                  |   |
| 使用する施設や器具の安全確認（＊）                       | 使用前の安全点検                             | 有 |
|                                         | 改善策                                  |   |
| 事故発生時の温度や湿度、照明などの環境の確認（＊）               | 環境面の安全確認                             | 有 |
|                                         | 改善策                                  |   |
| 被害児童生徒を指導していた教員等の対応（＊）                  | 指導スタッフの対応                            | 有 |
|                                         | 改善策                                  |   |
| 被害児童生徒の健康状態等の把握被害（児童生徒以外の児童生徒の状況等含む）（＊） | 被害児童生徒等の健康状態等の把握                     | 有 |
|                                         | 改善策                                  |   |
| 事故に対する学校側の指導体制、指導方法、安全管理（＊）             | 事故に対する指導体制等の安全管理                     | 有 |
|                                         | 改善策                                  |   |

# 詳細調査への移行の判断 【学校の設置者が実施】

「詳細調査」とは、基本調査等を踏まえ必要な場合に、学校事故対応の専門家などが参画した詳細調査委員会において行われる詳細な調査であり、事実関係の確認のみならず、事故に至る過程を丁寧に探り、事故が発生した原因を解明するとともに、事故後に行われた対応についても確認し、それによって再発防止策を打ち立てることを目指すもの。

## (1) 詳細調査移行の判断主体

### 👉 基本調査等を踏まえ、学校の設置者が実施を判断！

- 移行の判断に、都道府県等担当課の支援・助言を得る、外部専門家等の意見を尊重する
- 被害児童生徒等の保護者の意向に十分配慮

## (2) 詳細調査に移行すべき事案の考え方

- 原則、基本調査を行った全ての事案を詳細調査を行うことが望ましいが、**少なくとも以下の場合には、詳細調査に移行**。ただし、ア)・イ)・ウ)・オ)の場合でも、保護者の詳細調査を望まない意思が明確に確認される場合は、この限りではない。

ア) 当該学校の教育活動の中に事故の要因があると考えられる場合

・事前の安全管理体制に十分でない点が認められる など

イ) 事故発生直後の対応の中に適切ではない点が認められる場合

ウ) 基本調査により、事故の要因が明らかとならず再発防止策が検討できない場合

エ) 被害児童生徒等の保護者の要望がある場合

オ) その他必要な場合

- (市区町村教育委員会及び私立・株式会社立学校の設置者の場合)

→ 基本調査の結果を都道府県等担当課に報告時に、詳細調査への移行の有無及び、移行しない場合の理由も報告 ※不明な点等の確認を求められる場合がある

※ 都道府県担当課、指定都市教育委員会及び国立大学法人は、死亡事故及び意識不明などの重大な事案の詳細調査への移行状況を、基本調査の結果とともに、国に報告

# 重大事故・ヒヤリハット事例の共有と活用

👉 校内で共有し、重大事故が発生する前に対策を講ずる！

● 全国で発生した重大事故

・設置者、都道府県等担当課、国からも情報提供

文部科学省 × 学校安全

Google 提供

HOME

都道府県・政令市教育委員会作成資料一覧

文科省作成資料・取組・事業

今月のニュース

表彰制度

研修会情報

関連情報へのリンク

## 学校事故対応に関する指針と学校管理下における重大事故事例

> 学校事故対応に関する指針

> 事故情報の共有・注意喚起

> 学校管理下における重大事故事例

### 事故情報の共有・注意喚起

全国の学校現場等において発生した事故等の情報について、再発防止に繋げる観点から、発生状況や再発防止のための留意事項等を発信しています。

このページでは令和5年度以降の情報を集約していますので、今後の安全管理や安全教育に活かしていただくようお願いします。

- > 校庭等における危険物の確認・除去等について（令和5年5月12日 事務連絡）
- > 小学校への不審者（不審車両）侵入事案の発生について（令和5年7月10日 事務連絡）
- > 部活動の帰宅中における中学生の死亡事案（熱中症疑い）の発生について（令和5年7月31日 事務連絡）
- > ブロック塀崩落による受傷事故について（令和5年10月13日 事務連絡）

# ポイント動画（学校の設置者編、学校編）

## 「学校事故対応に関する指針」に基づく対応のポイント



### 学校編

この映像は、学校の管理職や学校安全の中核を担う教職員向けに「学校事故対応に関する指針」に基づく対応のポイントをまとめたものです。

各学校においては、このポイントと併せて、「学校事故対応に関する指針」本文を参照し、対応の詳細を確認いただき、事故の未然防止、事故発生時の適切な対応（応急処置、避難誘導等）にお役立てください。

## 「学校事故対応に関する指針」に基づく対応のポイント



### 学校の設置者編

この映像は、学校の設置者向けに「学校事故対応に関する指針」に基づく対応のポイントをまとめたものです。

各学校の設置者は、このポイントと併せて、「学校事故対応に関する指針」本文等を参照し、対応の詳細を確認いただき、事故の未然防止、事故発生時の適切な対応のための各学校等への支援、助言、さらには、詳細調査を進める際等にお役立てください。

なお、学校編についても適宜確認いただき、事故発生時等の学校における対応への支援、助言に努めてください。

令和6年3月 文部科学省

令和6年3月 文部科学省

# 命を守る避難訓練をやっていますか？

毎年同じ

災害はおきない  
(自分の学校は大丈夫)

最悪の事態  
(怪我人・停電・悪天候)

考える場面はあるか



**防災教育**としての避難訓練

# 学校における「避難訓練」の考え方

**「避難訓練」**は、消防法・学校保健安全法・学習指導要領の意義や目的を踏まえて

## 【消防法】

防火(防災)管理上必要な業務  
として行う**学校教職員の活動**

消火、通報及び避難等の訓練実施

## 【学校保健安全法】

第27条 学校安全計画の策定

・児童生徒等に対する通学を含めた学校生活  
その他の日常生活における安全に関する指  
導計画策定

第29条 危険等発生時対処要領の作成等

・校長は、危険等発生時対処要領の職員に対  
する周知、訓練の実施その他の危険等発生  
時において職員が適切に対処するために必  
要な措置を講ずる

避難訓練など安全に関する行事については、表面的、形式  
的な指導に終わることなく、具体的な場面を想定するなど適  
切に行うことが必要である。(小特活解説)

## 【学習指導要領】

特別活動のねらいに則した  
**児童生徒の活動**

### 【特別活動の目標】

集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動  
に**自主的、実践的に取り組み**、互いのよさや可能性を発揮しながら集団や  
自己の生活上の課題を解決することを通して、次のとおり資質・能力を育  
成することを目指す。

### 学級活動

(2) 日常生活や学習への適応と自己の成長及び健康  
安全

イ 心身ともに健康で**安全な生活態度の形成**

現在及び生涯にわたって心身の健康を保持増進するこ  
とや、事件や事故、**災害等から身を守り安全に行動するこ**  
と。

### 学校行事

(3) 健康安全・体育的行事

心身の健全な発達や健康の保持増進、**事件や事故、災  
害から身を守る安全な行動**や規律ある集団行動の体得、  
運動に親しむ態度の育成、**責任感や連帯感の涵(かん)  
養**、体力の向上などに資するようにすること。



# 奇跡ではない釜石の学校の軌跡



【釜石東中学校2年生】

考える避難訓練

けが人、リアカー、荷物  
体験型で楽しい訓練

先生も一緒に楽しんでいた  
普段の学習とはちょっと違う  
地域の人と一緒に学ぶ防災

【釜石小 校長】

防災マップ、下校時避難訓練  
津波防災教育

学校で学んだことを実行した児童  
(覚えてたこと、助けあえたこと)

当たり前前がことが身に付いていた  
当たり前前を指導していた



# 「実践的な防災教育・避難訓練について」

## 避難訓練の見直し

緊急地震速報報知音の活用

### 事前学習



大きな揺れがあったら、どこが、どのくらい危険だろうか？

身を守る練習!!  
ショート訓練



「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」ところで身を守る

その身の守り方よかったね!!

もっと、こうした方がいいんじゃない？

### 実際の訓練



### 振り返り

- ・子供たち自身による振り返り
- ・学校に加え、保護者、地域の方々からの評価
- ・専門家からの助言

教科等横断的に

社会科「くらしを支える情報（緊急地震速報について）」



小・中合同避難訓練（地震・津波想定）



避難訓練（火山噴火想定）



### 様々な状況を想定

- ・停電時、ケガ人の発生、大きな余震等を想定した訓練
- ・登下校時の避難訓練
- ・保護者引き渡し訓練
- ・気象災害に備えた避難訓練
- ・地域住民との合同の訓練など



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,  
CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY JAPAN

# 令和の日本型避難訓練

大人も子供も  
一緒に考える

**正解→納得解**  
**予測困難な事態**

**チームビルディング**  
**何でも言える職場**

**生徒企画型**

**学校間連携**  
**(地域・中学校区)**

**学級経営**  
**思いやり・助け合い**

**失敗**してよい避難訓練

# 推進方策1 学校安全に関する組織的取組の推進

## 協力体制のポイント

- 学校組織全体で、**学校安全の目標・方針の共有**
- 職員会議・職員研修などで**学校安全の話し合い**

訓練の振り返りや見直し

ヒヤリハットの情報共有

学校安全に関する情報提供



**安全意識の維持・高揚**

## 多様な意見の重要性

- 様々な観点から**幅広い議論**が必要
- 管理職等の心得
  - レ 若手の発言を促す
  - レ 意見を否定しない



**異論・反論を出しやすい雰囲気**

- 



令和6年度北海道函館西高等学校1日防災学校



7. 参考文献  
地震津波が来た時には | <https://www.pre.go.jp/hohou/kyouiku/syokai/2024/04/01/01.html>  
地震津波が来た情報 | <https://www.bousai.go.jp/kyouiku/data/kyouiku/2024/04/01/01.html>  
内閣府防災情報 | <https://www.pre.go.jp/hohou/kyouiku/syokai/2024/04/01/01.html>  
みやぎ防災教育訓練 | <https://www.data.jma.go.jp/fsw/kyo/kyo/2024/04/01/01.html>  
気象庁防災から身を守るために | <https://www.data.jma.go.jp/fsw/kyo/kyo/2024/04/01/01.html>  
うねり80%と21% | <https://www.jma-net.go.jp/fsw/kyo/kyo/2024/04/01/01.html>  
津波がらいのちをまもる | <https://www.bousai.go.jp/hohou/kyouiku/syokai/2024/04/01/01.html>  
想像力を働けて「もしも」に備える | <https://www.bousai.go.jp/hohou/kyouiku/syokai/2024/04/01/01.html>

今回は今後30年以内に発生する確率が80%と高い数字で予想されている南海トラフに焦点をあて、地震と津波に対応した教材を作成した。

# 震災遺構 石巻市立門脇小学校

大丈夫だったか、と子供達に声かけて、子供達も怖かったとか、死ぬかと思ったとか、ざわざわするわけですよ。

覚えている音としては子供たちの叫びであったり、蛍光灯がバチンと切れる音。

お母さん、お父さん助けてって声で、教室が壊れそうでした。

友達が泣いていたり、大丈夫だよといったりして。

# 推進方策3．学校における安全に関する教育の充実

## （１）安全教育に係る時間の確保

- 各学校が、学校安全計画に安全教育を取り扱う時間を適切に位置づけ、年間の指導時間の確保

## （２）地域の災害リスクを踏まえた実践的な防災教育の充実

- **事前防災**の体制の強化及び**実践的な防災教育**の推進は喫緊の課題
- どのような児童生徒等の資質を育みたいのかという視点から「**防災をとおした教育**」と広く捉えることが必要
- 防災教育には、災害時に自分と周囲の人の命を守ることのできるという効果、児童生徒の主体性や社会性、**郷土愛**や**地域を担う意識**を育む効果、**地域の防災力**を高める効果への期待
- 自然がもたらす恩恵、**地域に対する理解**を深めることができるような防災教育
- **より実効性のある訓練**への見直し

# 推進方策3．学校における安全に関する教育の充実

## （3）学校における教育手法の改善

- 地域学校安全委員会、**コミュニティ・スクール**や**地域学校協働活動**などの学校と地域の連携・協働の仕組みの活用、民間企業・団体等が提供する教育プログラムの活用など、様々な教育資源の活用
- 主体的に行動する態度や危険を予測し回避する能力の育成、安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高める教育手法の開発
- 体験活動を通じた学びやデジタル技術を活用した学びの推進

## （4）幼児期、特別支援学校における安全教育の好事例等の収集・発信

- 幼児期及び特別支援学校における安全教育の取組の好事例の収集・発信

## （5）現代的課題への対応

- 性犯罪・性暴力防止への対策として、「生命（いのち）の安全教育」の推進
- 情報モラル、サイバーセキュリティに関する教育の充実

# 安全教育の目標

日常生活全般における安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、自他の生命尊重を基盤として、生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培うとともに、進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるように、**安全に関する資質・能力**を育成する。

現代的諸課題に対応して求められる資質・能力の一つ

## ■ 目指すべき姿

学びを人生や社会に生かそうとする  
学びに向かう力・人間性等の涵養

安全に関する様々な課題に関心をもち、主体的に自他の安全な生活を実現しようとして、**安全で安心な社会づくりに貢献しよう**としたりする態度を身に付けていること。

生きて働く知識・技能の習得

様々な自然災害や事件・事故等の危険性、安全で安心な社会づくりの意義を理解し、**安全な生活を実現するために必要な知識や技能**を身に付けていること。

未知の状況にも対応できる  
思考力・判断力・表現力等の育成

自らの**安全の状況を適切に評価**するとともに、**必要な情報を収集**し、安全な生活を実現するために何が必要かを**考え**、**適切に意思決定**し、**行動するために必要な力**を身に付けていること。



# 安全教育の進め方

## □安全教育の進め方

### 安全教育の目標

#### 【推進方策1】

(2) 学校安全計画に基づ  
く実践的な取組内容の充実



SPSの考え方、学校医等の参画

安全に関する資質・能力を**教科等横断的な視点**で確実に**はぐくむ**

### カリキュラム・マネジメントの確立

#### 学校安全計画の作成

- 自助、共助、公助の視点
- 内容のつながりを整理し教育課程を編成
- 家庭・地域との連携・協力体制
- 系統的・体系的な計画
- 校種間の連携
- 安全教育と安全管理との関連
- 全教職員の共通理解 など

P

D

#### 学校教育全体を通じた指導

- 安全教育の効果を高めるための手法

#### 取組状況の把握・検証

- 各種データの把握・分析

C

### 組織的・計画的に

#### 改善・見直し

- 教育課程の改善へ

A

児童生徒等や学校、地域の実情を踏まえ

### 人的又は物的な体制の確保

# コミュニティ・スクール、地域学校協働活動と連携した学校安全の取組

コミュニティ・スクール  
(学校運営協議会を設置した学校)

## 学校運営協議会

学校運営や学校運営に必要な支援に関する協議を行う

- 校長が作成する学校運営の基本方針を承認
- 学校運営について、教育委員会又は校長に意見
- 教職員の任用に関して、教育委員会に意見

地域学校協働活動推進員

(委員) 10～15人程度  
・地域住民  
・保護者  
・地域学校協働活動推進員  
など



## 校長等

学校運営の  
基本方針

学校運営・  
教育活動

※ 学校運営の責任者として教育活動等を実施する  
権限と責任は校長が有する



意見

学校運営  
教職員の任用

説明

承認

説明

意見

任命

委嘱

情報共有

## 地域学校協働活動推進員

地域と学校（学校運営協議会）をつなぐコーディネーターの役割

情報共有

## 地域学校協働活動

地域と学校が連携・協働して行う  
学校内外における活動

地域学校協働活動推進員

保護者

地域住民

PTA

子ども会

民生委員  
児童委員

人権擁護  
委員

消防団

社会教育  
団体・施設

企業・NPO

文化・スポーツ  
団体

地域住民等の参画を得て、  
・放課後等における学習支援・体験活動（放  
課後子供教室など）  
・授業補助、校内清掃、登下校対応、部活動  
補助などの学校における活動  
・地域の防災活動やお祭り等地域の伝統行事  
への参画など地域を活性化させる活動  
などを実施

※ 地域学校協働本部  
地域の人々や団体による「緩やかなネットワーク」  
を形成した地域学校協働活動を推進する体制

# コミュニティ・スクール、地域学校協働活動と連携した学校安全の取組

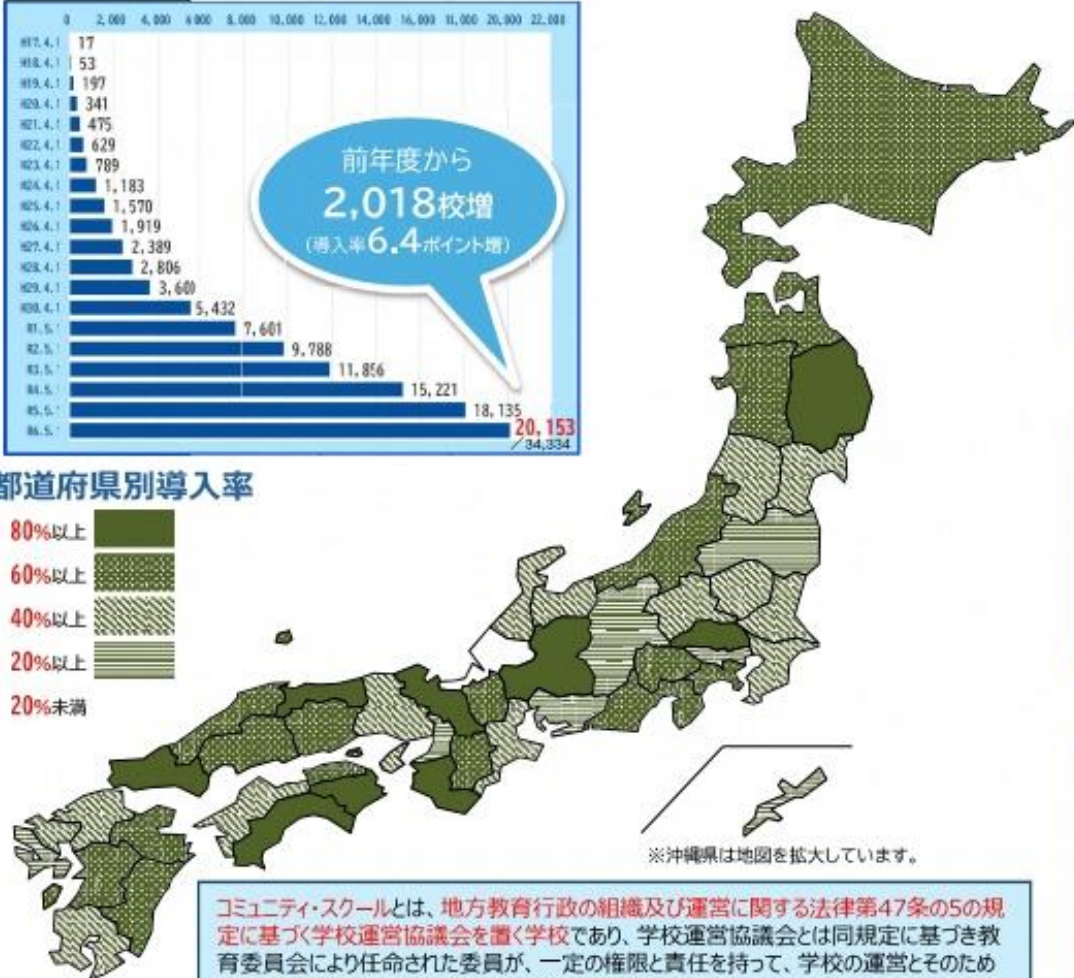
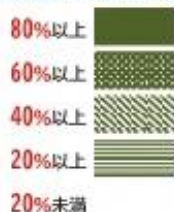
コミュニティ・スクールを導入している学校数：**20,153**/34,334 校  
(教育委員会が学校運営協議会を設置している学校数)

全国の公立学校のうち、**58.7%**がコミュニティ・スクールを導入

## 全国のコミュニティ・スクールの数



## 都道府県別導入率



コミュニティ・スクールとは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5の規定に基づく学校運営協議会を置く学校であり、学校運営協議会とは同規定に基づき教育委員会により任命された委員が、一定の権限と責任を持って、学校の運営とそのために必要な支援について協議する合議制の機関のことです。

## 校種別導入校数の推移

### 幼稚園

**353**/2,258園



### 義務教育学校

**180**/232校



### 小学校

**12,001**/18,291校



### 高等学校 (中等教育学校含む)

**1,289**/3,472校



### 中学校

**5,761**/8,951校



### 特別支援学校

**569**/1,130校



# コミュニティ・スクールの有用性

## コミュニティ・スクールは、学校と地域をとりまく課題解決のための仕組み（プラットフォーム）

学校や子供たち、地域が抱える様々な課題を学校だけに任せるのではなく、**地域全体で解決を図る**必要性

→ 学校と地域が目標や課題を共有し、協議する**仕組み** = **コミュニティ・スクール**

→ 保護者や地域住民等が**当事者意識**を持って参画することで、様々な取組が活性化

### 学校の課題



#### 「社会に開かれた教育課程」の実現

教育の目標などを学校と地域が真に共有し、連携・協働することに課題

#### 学校における働き方改革

学校業務の精選や教師の意識改革などに課題

### 子供の課題



#### 不登校対策

不登校やいじめなど、学校内外において子供が抱える問題への対応に課題

### 地域の課題



#### 若者の地元定着

子供たちが地域と関わる機会、ふるさとを知り学ぶ機会の減少などの課題

#### 地域防災

災害時に避難所となる学校と地域の連携体制・物資等の整備に課題

コミュニティ・スクール（学校運営協議会）により、地域全体で解決に向けて取り組む

（例）茨城県牛久市

学校運営協議会委員が授業研究に参画。学校理解を深め、熟議を行うことで、**社会に開かれた教育課程を実現**。教師の**授業力向上**、子供の**学力向上**にも寄与

（例）岡山県浅口市

保護者や地域住民と**目標や課題を共有し、業務の見直しを実現**。協議を通じて**教師の意識改革**にも成果

（例）北海道登別市

学校運営協議会の組織を生かし、**多様な関係主体との円滑な情報共有や連携・協働**により、**チームとしての不登校対策体制**を構築

（例）鳥取県南部町

**地域の協力のもと地元の自然や歴史・文化を学ぶカリキュラム**を設定し、**子供たちのふるさとへの愛着や社会参画力**を育成

（例）熊本県

自治体の防災担当職員等が学校運営協議会に参画し、**地域住民との合同防災訓練**など、**防災に関する事項・取組**を協議・実践



## ■ 家庭・地域・関係機関との連携

### 学校保健安全法 第30条

学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、児童生徒等の**保護者との連携**を図るとともに、当該学校が所在する地域の実情に応じて、当該地域を管轄する警察署その他の**関係機関、地域の安全を確保するための活動を行う団体**その他の関係団体、当該**地域の住民**その他の関係者との連携を図るよう努めるものとする。

### 家庭・地域等との連携・協働の意義

- 安全上の課題が**複雑化・多様化**
  - 地域ぐるみで安全を守り、児童生徒等が安心して学校教育や生活を送れるような環境整備の必要性
- 安心安全な**地域づくりの相乗効果**
  - 子供たち: みんなに大事されている、地域の課題把握、地域への思い
  - 地域の方々: 安全意識の高まり

# 学校運営協議会×子供も参加の防災熟議

岡山県浅口市立寄島小学校（令和2、4年度）

- ・避難場所が工事中のため、市防災部局と相談して代替の候補地を選定する。
- ・学校運営協議会で「避難場所」「登下校の安全」等を協議し、地域住民からの意見を伺う。拡大学校運営協議会で熟議を行う。
- ・こども園・中学校と津波を想定した高台避難訓練、4年社会科「通学路まち歩き」



# 社会教育（公民館）×学校教育

## 非常持ち出し袋の実践

### 岡山市立高島公民館の事例

- ・ 小学校6年理科「変わり続ける大地」の授業で地区のハザードマップを確認する。
- ・ 公民館講座で「災害想像ゲームDIG」を通じて、自分たちの住む地域の特性や災害リスクを理解する。町内会長等の地域住民から、過去の被災状況等を保護者と一緒に聞く。



# 三鷹四中卒業を祝う会

大分県佐伯市



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,  
CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課

# 一中生に、声をかけて下さい！

# 希望

## 何でもやります

起きた東日本大地震とそれに続いておしよせた大津波により、大船渡市は大変な被害を受け、高田市も壊滅状態になりました。家族が離れ離れて、まだ見つからない方々を懸命に探しています。

比較的被害の少ない猪川・立根地区では、少しずつ普通の生活を取り戻しつつありますが、赤崎・盛地区などは全く生活の見通しが立たないままです。

このような緊急事態の中で私達一中生に何が出来るのか、何をしてあげられるのかを考えていきたいです。皆さんと共に力を合わせていきたいと思います。

私達に出来る事はとても限られています。水くみ・トイレ掃除・おつかい、何でもします。一中生に声をかけて仕事をさせて下さい。特にご老人の方は遠慮せず近所の一中生に声をかけ、何でもやらせて下さい。



## 声をかけ合おう

新聞を読むと内陸の中学生や高校生の生徒さん方が募金活動を始めたようです。テレビを見て、自分達がやらなければいけない気持ちになり、一人ではできないと思うから皆が協力するといってくれたそうです。私達も、そんな絆で結ばれていたら強く思います。助け合いたい!! 手をさしのべたい!! そんな私達の思いが皆の希望になればいいと思います。

平成23年  
3月18日(金)  
大船渡市立第一中学校  
学校新聞「希望」  
生徒会 有志

実践的な  
防災教育の手引き

中学校・高等学校編

文部科学省



# 社会に開かれた教育課程

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な教育内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを明確にしながら、社会との連携・協働によりその実現を図っていく。

## ＜社会に開かれた教育課程＞

- ① **社会や世界の状況を幅広く視野に入れ、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を持ち、教育課程を介してその目標を社会と共有していくこと。**
- ② **これからの社会を創り出していく子供たちが、社会や世界に向き合い関わり合い、自分の人生を切り拓いていくために求められる資質・能力とは何かを、教育課程において明確化し育んでいくこと。**
- ③ **教育課程の実施に当たって、地域の人的・物的資源を活用したり、放課後や土曜日等を活用した社会教育との連携を図ったりし、学校教育を学校内に閉じずに、その目指すところを社会と共有・連携しながら実現させること。**

# 学習指導要領 前文

教育は、教育基本法第1条～ 第2条～（中略）

これからの学校には、こうした教育の目的及び目標の達成を目指しつつ、一人一人の生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、**多様な人々と協働**しながら**様々な社会的変化を乗り越え**、豊かな人生を切り拓らき、**持続可能な社会の創り手**となることができるようにすることが求められる。このために必要な教育の在り方を具体化するのが、各学校において教育の内容等を組織的かつ計画的に組み立てた教育課程である。

教育課程を通して、**これからの時代に求められる教育を実現していくためには、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し**、それぞれの学校において、必要な学習内容をどのように学び、**どのような資質・能力**を身に付けられるようにするのかを教育課程において明確にしながら、**社会との連携及び協働**によりその実現を図っていくという、**社会に開かれた教育課程の実現**が重要となる。

学習指導要領とは、こうした理念の実現に向けて必要となる教育課程の基準を大綱的に定めるものである。学習指導要領が果たす役割の一つは、公の性質を有する学校における教育水準を全国的に確保することである。また、各学校がその特色を生かして創意工夫を重ね、長年にわたり積み重ねられてきた教育実践や学術研究の蓄積を生かしながら、**生徒や地域の現状や課題**を捉え、**家庭や地域社会と協力**して、学習指導要領を踏まえた教育活動の更なる充実を図っていくことも重要である。

生徒が学ぶことの意義を実感できる環境を整え、一人一人の資質・能力を伸ばせるようにしていくことは、**教職員をはじめとする学校関係者はもとより、家庭や地域の人々も含め**、様々な立場から生徒や学校に関わる全ての大人に期待される役割である。

# 災害発生時の避難所運営に係る取組

災害時において避難所の円滑な開設・運営を図るためには、避難所の運営主体となる市町村の防災担当部局等と避難所としての活用が予定される学校、地域の防災組織（自主防災組織等）などと平時から連携を深めておくことが不可欠である。

特に、避難所の円滑な開設・運営に当たっては、予め学校施設の避難所としての利用方法を決めておくことが重要であることから、地域の状況に応じ、学校の教育活動の再開・継続に支障のない範囲で、要配慮者スペースの確保、熱中症対策等を図るための体育館・特別教室・普通教室の利用、避難者及び避難所の運営に資する活動を行う者の校内通信環境の利用等について協議し、共通認識を構築することが望ましい。また、特別支援学校は、障害のある児童生徒等とその家族の指定福祉避難所となり、直接の避難先となり得ることに留意が必要である。



車から車いすと荷物を搬出



発電機の確認





# 学校は誰のもの？

## 待ってました！

## 中学生の活躍

大規模災害の発生時における学校の教職員の第一義的な役割は、児童生徒の安全確保とともに、児童生徒等の**安否確認**と**学校教育活動の早期正常化**に取り組むこと  
(H29.1.20文部科学省初等中等教育局長通知)

危険な暑さ  
から  
身を守る

# 暑さ指数 (WBGT)



気温 湿度 輻射熱を取り入れた温度の指標

**35以上 熱中症特別警戒アラート**

**33～35未満 熱中症警戒アラート**

**31～ 危険**

運動は原則中止

**28～31未満 嚴重警戒**

激しい運動は中止

**25～28未満 警戒**

積極的に休息

**21～25未満 注意**

積極的に水分補給

**21未満 ほぼ安全**

適宜水分補給

# 学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き



## (1) 日頃の環境整備等

- ☐ 活動実施前に活動場所における暑さ指数等により熱中症の危険度を把握できる環境

## (2) 児童生徒等への指導等

- ☐ 危機  
方法  
とも
- ☐ 特に運動時、その前後も含めてこまめに水分を補給し休憩をとるよう指導する

- ☐ 熱中  
職員

## (3) 活動中・活動直後の留意点

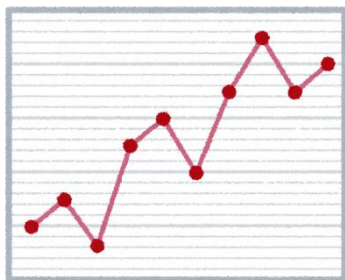
- ☐ 暑さ指数等により活動の危険度を把握するとともに、児童生徒等の様子をよく観察し体調の把握に努める
- ☐ 体調に違和感等がある際には申し出やすい環境づくりに留意する
- ☐ 児童生徒等の発達段階によっては、熱中症を起こしていても「疲れた」等の単純な表現のみで表すこともあることに注意する
- ☐ 熱中症発生時（疑いを含む）に速やかに対処できる指導体制とする
- ☐ （重度の症状（意識障害やその疑い）があれば躊躇なく救急要請・全身冷却（全身に水をかけることも有効）・状況により AED の使用も視野に入れる）
- ☐ 活動（運動）の指導者は、児童生徒等の様子やその他状況に応じて活動計画を柔軟に変更する（運動強度の調節も考えられる）
- ☐ 運動強度・活動内容・継続時間の調節は児童生徒等の自己管理のみとせず、指導者等が把握し適切に指導する
- ☐ 児童生徒等が分散している場合、緊急事態の発見が遅れることもあるため、特に熱中症リスクが高い状況での行動には注意する

# 熱中症事故を防止するための環境整備等

環境整備  
(水分・塩分補給や休憩確保)



空調設備を適切に活用  
暑熱順化  
(暑さに徐々に慣らしていく)



救急体制の整備  
(体冷却、一次救命処置、  
AED、救急要請等)



送迎バスの置き去り事故防止

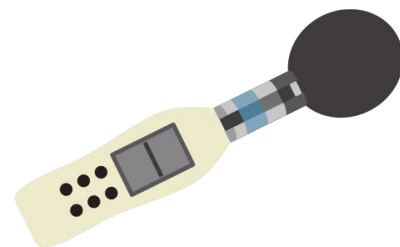


# 各種活動実施に関する判断

各種活動を中止することを想定し、その**判断基準**と**判断者**を、各学校における**危機管理マニュアル**等において予め具体的に定め、教職員間で**共通認識**を図る。

学校危機管理  
マニュアル

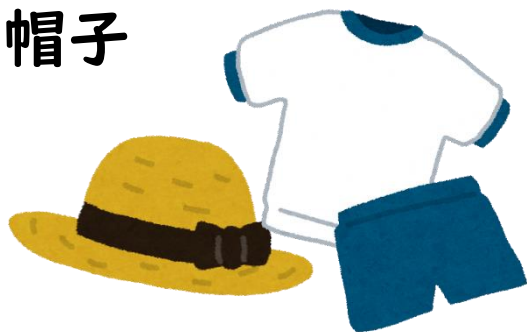
**実際に活動する場所**における熱中症の危険度を、暑さ指数等を活用して把握し、適切な熱中症予防を行う。



暑さ指数に基づいて活動中止の判断に至らない場合においても、**児童生徒等の様子**をよく観察し、熱中症事故の防止に万全を期す。

# 児童生徒等への熱中症防止に関する指導

服装（透湿性・通気性）、  
帽子



児童生徒等同士で互いに  
水分補給や休憩の声掛け



適切な水分を補給  
運動後のクールダウン

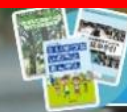


体調不調が感じられた  
場合にはためらうこ  
となく教職員に申し  
出る



保護者との連携（熱中症対策についての情報提供）

# 学校安全ポータルサイト



文部科学省作成  
学校安全参考資料一覧



文部科学省予算事業



都道府県・政令市教育委員会  
作成資料一覧

当サイトは、学校安全のために、文部科学省や都道府県等で実施している取組やこれまでに作成した資料などを掲載しています。  
各地域で取り組まれている学校安全の実践事例等を共有し、防災教育を含む安全教育の更なる充実を図るために、情報発信を行っています。

## What's New 新着情報

7月  
10  
2024

「学校における安全点検要領」を更新しました。  
P.94の「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」のリンク先を改訂第3版に更新しました。

7月  
10  
2024

「熱中症・水難事故防止関連情報」を更新しました。  
熱中症事故や水難事故防止に関する通知・事務連絡を更新しました。

7月  
1  
2024

都道府県・政令市教育委員会作成資料一覧を更新しました。  
「マニュアル・手引き等」の千葉県、和歌山県、高知県の資料を更新しました。

5月  
1  
2024

文科省作成資料・取組・事業の「全国での取組・モデル事業の概要と成果」を更新しました。  
「学校安全総合支援事業」と「学校安全教室推進事業」の令和6年度研修会情報を更新しました。

> 熱中症・水難事故防止関連情報



学校における安全点検要領



学校事故対応に関する指針・事故事例共有

改訂版  
令和6年3月

水害に備えた防災教育

マイ・タイムラインの活用について



学校への不審者侵入の防止と対応



Jアラートによる情報伝達と学校における避難行動（例）



教職員のための学校安全e-ラーニング



キーワードから探す

Google 提供



6月 アクセスランキング



学校事故対応に関する指針【改訂版】

文部科学省作成



学校事故対応に関する指針【改訂版】概要

文部科学省作成



学校における安全点検要領

文部科学省作成



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,  
CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課



## 文部科学省作成資料・ 取組・事業

学校安全推進のための参考資料や、全国で実施している取組・モデル事業等を掲載。



## 表彰制度

内閣総理大臣表彰や文部科学大臣表彰、その他関係省庁が実施している学校安全コンクールを紹介。



## 今月のニュース

学校安全に関する全国の実践や、文部科学省からのお知らせなどを紹介。



## 研修会情報

防災教育、学校安全に関する公開授業・セミナーの開催情報を紹介。

はじめていますか？  
今年の

# 熱中症対策

▶ 0:00



# 雷

から身を守る

▶ 0:00

出典：気象庁HPを参考に作成

# 日本で生活するための「生き方」を学ぶ学校安全

事故や事件、自然災害が発生する日本。  
児童生徒等自身に「生き抜く」とともに  
「安全な社会をつくる」ための知恵と行  
動力を身につけさせる安全教育が重要

||

## 「生き方」を学ぶ安全教育

児童生徒等の命を預かっているという自  
覚を再認識した学校の安全管理の徹底

